

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 医師の更正の請求

Q : 内科医である私は、所得税の確定申告に当たり、社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用して申告しました。

ところが、その後実額による収支計算をしたところ、申告額より所得が少なくなりました。そこで、更正の請求をしようと思うのですが、認められますか。

A : 更正の請求は認められません。

【解説】

更正の請求は、確定申告書を提出した後に、申告書に記載した課税標準や税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていないこと、又は計算に誤りがあったことにより、申告書に記載された税額が過大である場合に適用できることとされています。

ところで、社会保険診療報酬の所得計算の特例の規定は、一定の比率による概算経費を必要経費として認めるもので、確定申告書に措法26条の規定により事業所得を計算した旨の記載がない場合には適用しないとされています。特例の規定を適用して所得を計算するか、実額計算の方法によるかは、納税者の自由な選択に委ねられているものです。

ご質問の場合、あなたが特例の適用を選択して申告した場合には、国税に関する法律の規定に従っていないこと、又は計算に誤りがあったこと、のいずれにも該当しません。実際の所得が申告した所得よりも少なくなり、納付税額が過大となっているとしても、更正の請求は認められないことになります。



KIMIYO・I